

日本の民主主義と資本主義の精神

— 稟税制度と企業価値に焦点をあてて —

長谷川 博*

The Geist of Japanese Democracy and Japanese Capitalism — The Tax System and the Enterprise Value —

HASEGAWA Hiroshi*

Even if knowledge is succeeded from a foreign country temporarily, the Japanese act according to “natural order” again, in Japan. We’d be able to call them “natural pre-established harmony based on a pantheism thought”. After the WW II, they say Japan brought American democracy in, but there was democracy in Japan before that. Yasutoki Hojo set Joei Rules in Japan. That was the same time as Magna Carta. And Japan’s capitalism is like this. Shosan Suzuki wrote about the spirit of capitalism in the 16th century in Japan. That was about 285 years earlier than Max Weber.

キーワード: 申告納税制度, シャウプ税制, 自然的秩序, 貞永式目, 鈴木正三

1. はじめに

日本の民主主義は、敗戦後アメリカからもたらされ、先進欧米諸国を手本として発展させてきたとされており、それ以前は、日本に民主主義はなかったとされている。現代の日本では、このような捉え方が一般的となっているが、果たしてその通りなのだろうか。

本論では、税制度の民主化を例として取り上げ、申告納税制度に焦点を当てて、日本の民主主義が、敗戦後に突然はじまったのではなく、かなり以前から、日本の中にその土壌があったこと。そして、古くから日本では、外国から知識・技術や制度を継

受してきたが、そのまま受け入れるのでなく、その都度、より日本に相応しい形にアレンジして採り入れてきたが、その背景には、欧米とは異なる日本的な民主主義の理念と思想があったためではないかという考え方から論を進める。

また、民主主義とともに、現代日本社会の根幹をなす資本主義についても、日本は閉鎖的で遅れているという前提から脱却して、日本人が古くから培ってきた倫理思想を背景として、日本企業が大切にしてきた企業価値に焦点を当てて述べる。

2. 稟税制度に見る民主主義

2. 1 申告納税制度

現代の日本における申告納税制度は、税の民主化を示す典型的な制度として、民主主義を基礎とする租

* 国際ビジネス学科
e-mail: hasegawa@nc-toyama.ac.jp

税法律主義の精神にもとづき、昭和 22 年税制改正で創設されたとされている¹が、その導入にあたり、以下のような議論がなされたといわれている。

すなわち、先進欧米諸国では古くから国民に民主主義が根づいているから「納税義務の遵守」(コンプライアンス)の精神が高く²、申告納税が適するとされるが、日本では、民主主義の共同社会におけるコンプライアンスなどという厳しい社会倫理が国民に浸透せず、シャウプが掲げた理想的な税制は日本には定着しないのではないか³ というのである。また、このシャウプ税制調査団との交渉過程で、次のような記録も残っている。「米国のやうに国民が民主主義に徹し且紳士的に訓練された所では適当であるが、我国のやうに国民が未だ民主主義を修得せず、殊に、戦争以来多年の困苦欠乏がもたらした道義心の低下が著しい今日、申告納税制度を採用することは大に疑問とする所である⁴。」このように日本の課税当局は、申告納税制度導入について、日本には民主主義が根付いておらず、納税意識の低さなどを理由に否定的見解を持っていたとされるのである。

そもそも、民主国家における国民の立場は税の形で明確化されるといわれる。アメリカは、1773 年のボストン茶会事件という税の問題から独立の契機となり、フランスは、1789 年、革命の結果できた人権宣言の 14 条に納税の義務を定め、基本的な理念に加え、負担の公平と税の使途の追及まで含み、租税法律主義の姿が全体的になつた⁵。

さらに遡ると、民主諸国で国会が誕生したのは、歴史的にいって税法を審議するためであった。国王が勝手に戦争をやって、その出費を一方的に国民に課すことがないように、国民自らが選んだ国会が定めた税法によってのみ納税義務を負うという「自己賦課」(セルフ・アセスメント)の考え方方が、1215 年のマグナ・カルタ以来の民主主義の理念であった。税金の使途を厳しく追及するというタックス・ペイバーの立場でもある⁶。

申告納税制度はこの理念を手続き面と精神面に具現化した制度と考えられる。申告納税が導入されたのは、独立という歴史的経緯もあってアメリカが古く、

1861 年に初めて所得税ができた翌年には申告納税の萌芽が見られ、1913 年には、総合課税と納税義務者がみずから課税標準と税額を確定して納付するという申告納税の考え方方がはつきり示されている。

2. 2 中世日本の民主主義と自然的秩序

欧米の民主主義の理念が、マグナ・カルタ大憲章に端を発し、そこにその思想の淵源があるとするならば、日本にも、マグナ・カルタとほぼ同時期の 1232 年に北条泰時が起草した貞永式目があった。土地が誰に所属するかを決める民事訴訟の手続きを定め、世界で初めて女性の相続権を認め、相続のルールを明示的に定めた点などから、世界でもっとも進んだ法典として評価されている。江戸期になつても、標準として広く民間に浸透しており、明治 5 年までは寺子屋の教科書で、明治 22 年の憲法、23 年の民法公布まで日本人の民の法となっていた。その根本思想が、人々の間に当たり前に浸透していた自然的秩序をまとめたものであり、多くの人々が読めるよう平易な文章で書かれ、実用的に機能したことから、長期間に亘り受け入れられたと考えられる。貞永式目より以前には、十七条憲法(604 年)があり、大宝律令(701 年)があつたが、留学生を派遣して大陸の律令制を継受しようとして取り入れた律令制度には無理があつたのである。

一般に私有財産を認める近代的所有権の概念は、1789 年のフランスの人権宣言でその基礎を確立したとされるが、日本では前述の通り、1232 年には貞永式目において明文化され、しかもその本質は、それまで人々の間に自然に受け入れられていた秩序をまとめたものなのである。

このように、日本には、古くから欧米とは異なる日本的民主主義ともいえる独自の理念と土壤があつて、それは、人々の中に自然と受け入れられる洗練された秩序であり、だからこそ、一時、他国から理念を継受した場合でも、時間をかけてでも固有の秩序に戻る力がはたらくのではないかと考えるのである。

この自然的秩序(ナチュラル・オーダー)について、山本七平は以下のように述べている。ハーバードのアブラハム・ザレツニック教授にこれを説明したとき、「一

種の自然法(ナチュラル・ロー)的思想」だと言ったところ、同教授は「法(ロー)ではあるまい、秩序(オーダー)であろう」と言われたが、確かに「自然的秩序(ナチュラル・オーダー)への絶対的信頼が基本にある思想といわねばなるまい。これは非常に不思議な思想、「裏返し革命思想」ともいべき思想である。

これを政治哲学と考えた場合、それは「汎神論的思想に基づく自然的预定調和説」とでも名づくべき哲学であろう⁷。しており、式目が人々に長く受け入れられた背景として固有法に則ったことを挙げ、継受法の律令制度には無理があり、何らかの外圧的ショックから改新へと踏み切って基本方針は決まるものの、反動も抵抗もあるのは、自然的秩序への絶対的信頼が根底にあるからであるとするのである。

日本人が自然的秩序に重きをおくる思想の背景について山本七平は「裏経済⁸」と表現しており、所有の概念にしても、貞永式目以前には班田収受の制に基づく「三世一身の法」という「表経済」があったが、実際に人々は生産手段の私有と所有権を認め合って過ごしていたのである。しかも、その根幹は、ほぼ男女同権であり、社会秩序維持に重きをおいた占有の正当化など、現行民法の理念にもつながる先進性を持つものであったが、物の支配に関しては、処分を含めた全面的な支配ではなかったことは、これも現代にもつながる日本的所有概念における独自性ともいえる。

2. 3 シャウプ税制と税制改革

GHQ 最高司令官ダグラス・マッカーサーは、民主主義の成熟度について、「アングロ・サクソン民族が 45 歳の壮年に達しているとすれば、日本人はまだ生徒の時代で、まだ 12 歳の少年である。日本ならば理想を実現する余地はまだある⁹。」と述べた。占領下の日本にアメリカ人の考える理想的な国家を建設しようとしたのである。カール・シャウプを団長とする日本税制使節団は、世界で最もすぐれた税制を日本に構築するという理想に燃え、租税制度の民主化の導入拡充は、他の経済、税務行政の改革の方向性を示すものと位置づけた。シャウプ勧告は、その序文において以下のように述べている。「ここにわれわれが勧告してい

るのは、租税制度であって、相互に関連のない多くの別個の措置ではない。一切の重要な勧告事項および細かい勧告事項の多くは、相互に関連をもっている。もし重要な勧告事項の一部が排除されるとすれば、他の部分は、その結果価値を減じ、場合によっては有害のものともなる。従つて、われわれは、勧告の一部のみを取り入れることに伴う結果については責任を負わない¹⁰。」このように全面的な採用を求め、部分的な採用を否定している。この経緯から、シャウプ勧告は、昭和 25 年の税制改正でほぼ全面的に採用された。

その後、サンフランシスコ講和条約を経て主権回復後は、貯蓄の奨励、内部留保の充実、輸出の振興等資本の蓄積と経済発展のために、多くの租税特別措置が政策的に新設され¹¹、民主主義の理想を掲げて日本の税制に大きな影響を与えたとされるシャウプ税制は、一旦はほぼ全面的に採用されたものの、主権回復後に、日本は度重なる税制改革を行い、数年で形骸化させたのである。

これらの税制改革等は、日本の国情への適応を迫られた結果であり、高度経済成長に貢献するなどの成果をあげたが、いわゆる租税の原則(公平、中立、簡素)を歪め、犠牲にするという弊害を伴つものであった。

歪みと言えば、戦時中に戦費調達を効率的にするために始まった給与所得への源泉徴収制度も、年末調整制度と共に、納税者たる給与所得者の納税実感を薄れさせ、民主主義の根幹をなす市民個々の参政意識を育む阻害となるという欠点を指摘され、批判され続けていたにもかかわらず、戦後、申告納税制度の理想を掲げる GHQ の強い影響も、主権回復後の度重なる税制改革もぐり抜け、現在まで存続している。

これまで述べてきたように、GHQ による戦後の占領政策における日本の民主化の、いわば目玉として申告納税制度は推進されたが、それ以前の賦課課税制度下においても、納税者には所得金額を申告する義務が課され、申告が重視されていた¹² ことから、戦後、本格的に導入されたとされる税の民主化の土壤は、戦前から、少なくとも明治期には醸成されていたと考えられる。

日本国憲法第 30 条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と、納税の義務が定められ、憲法第 84 条には「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と、租税法律主義について規定しているが、旧憲法である帝国憲法にも、第 21 条と第 62 条にそれぞれ同様のことを規定している。

所得税は明治 20 年から、法人の所得に対する課税は明治 32 年から、相続税も明治 38 年から、それぞれ賦課課税制度として創設され実施されてきた。当時の税制を論じた書においては、所得を捕捉するには結局納税者自身の申告に依らなければならぬとし、執行面においても、「納税者の申告を軽視する如きことなく誠実なる申告を奨励することに注意すべきものとす¹³」と、明確に重視すべきことを示しており、納税者に対しては、「中流以上の所得納税者は、進んで其の所得を開示するの美風を發揮すべき事。是れ課税の公平を計り、税制の健全を保持するに最も必要なことと思ひます¹⁴。」と、納税を健全な社会制度への美風と讃え、納税者の矜持に訴えながら、心がまえを啓蒙しており、納税者の申告は相当重要視され、尊重されていたものと考えることができる。

所得税は、創設時、個人の所得額年 300 円以上の者に課税され、導入当初は「名誉税」と称されることもあった。賦課課税制度であったが、郡区長に提出された所得金高届を、所得税納税者から選出された所得税調査委員が調査し、調査委員会の決議により郡区長が所得金額を決定した。当時、納税することは名誉であったことから、納税者の納税意識も高く、賦課課税制度であっても、納税者の申告を重視して委員会で決定するという民主的な手続きが採られていたため、これらのことから、民主的税制が根付く土壤は、明治期から既にあったといえる。

シャウプの掲げた理想も、租税の原則も、言ってみれば、欧米型社会の価値観に基づく理念であって、それは、日本固有の自然的秩序による価値観に照らすと異なっているものなのかもしれない。

これまで見て来たように、長年に亘って日本人が空気のように育み、浸透させてきた自然的秩序は、むし

ろ欧米よりも進んでいた面が多分にあって、一時的に外国から継承したとしても、自然に固有の秩序に戻っていく力が働いているのではないか。少なくとも、単に欧米諸国を民主主義の先進国と仰ぎ見る前提では、その本質は見えなくなる。

3. 日本的資本主義の思想

3. 1 資本主義の精神

欧米における資本主義の精神が、マックス・ヴェーバー(1864-1920)にその思想の淵源があるとするならば、日本では、マックス・ヴェーバーより 285 年も早く日本に誕生した鈴木正三(1579-1655)が、天職觀念、世俗内禁欲、利潤追求行為の肯定、といったヴェーバーに類似した議論を日本的に宗教的なるものを背景に提示している。

さらに、ヴェーバーは、学術用語を多用した難解な文章で、もっぱらヨーロッパの知的社会に向けたのに対し、鈴木正三は分かりやすく民衆に向けて説いた。このことは、前述のマグナ・カルタ大憲章に対して、日本の貞永式目が平易な文章で書かれたということにも相似している。このことは、社会に対する普及・インパクトという点でも評価できる。それが長期間に亘って広く社会に受容されてきたことにもつながるのである。

日本の資本主義と経済的発展と、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」は無関係である。日本的な資本主義の精神的源泉を求めるべくすれば、それはむしろ日本の伝統に求むべきであり、その精神的基盤を明らかにしている者として、まずこの正三があげられるべきである。

このように、欧米列強の帝国主義に接する以前から日本社会にあった思想には、現代の民主主義や資本主義に大きな影響を与えたとされる欧米の思想とのアナロジーが確かに見られ、しかも互いに影響を与え合はず独自の進化を遂げてきたのである。さらに遡れば、マグナ・カルタやヴェーバーの思想的背景には旧約聖書があり、泰時や正三を思想的に遡ると孟子の思想に行き着く。古代から洋の東西において、両者に類似性が見られるのは人類の普遍的な価値観による符合

なのかもしれない。

3. 2 労働仏行論

正三の発想の基本は農人日用に現れているが、他とも共通する大きな特徴は、「世俗的行為は宗教的行为である」という発想であろう。「農業則仏行なり」「何の事業も皆仏行なり」である。なぜなら「士農工商」といった分業は「本覚真如の一仏、百億分身して、世界を利益したもう」ためであり、各人は「先世の業因」でその位置に生まれてきた責任があるのだから、武士は秩序維持、農人は食糧、職人は必要な品々の提供を、商人は流通をそれぞれ担当するのが宗教的義務になる。「此外所有事業、出来て、世のため」となり、それが各人の職能であり、それに専念することが仏行だからである。¹⁵

これが、日本人の農業観・労働観・職業観の基礎をなし、同時に日本の資本主義精神の基礎となっている。「労働仏行論」とも呼ばれるこの発想はおそらく日本独特のものであろう。

3. 3 商利肯定論

(1) 鈴木正三の結果利潤論

利潤追求は古来、世界中どこにでも見られた。ただし、利潤追求に関する規制は、宗教によって異なり、寛大な宗教もあれば、厳しい宗教もあった。例えば、中国、インド、古代ギリシャ、ローマでも、本質的には利潤追求に対する倫理的規制などではなく、むしろ自由だった¹⁶。おおっぴらに商業をおこなって自由に利潤追求ができたのであった。このような宗教も多いが、きびしく商業(利潤)を規制する宗教もあった。よく知られているように、中世のカトリック教会は、「暴利取締」や「利子禁止」などの商業(利潤追求)の倫理規制をやった。¹⁷

利潤について正三は、以下のような考え方を示している。すなわち、農民は大自然と作物を相手にし、職人は材料と道具を相手にしている。不作でも不出来でも、「我ハ良ク人ハ惡シ」と考える余地はない。また利潤を目的とせずただ一心不乱に仕事をしていれば、結果として収入増となるから、「命ヲツナグ分ハ、必ズ天道ノ

擬(あてがい)有ベシ」も不思議ではない。さらにその結果として生ずる余剰の利得も正三は否定しておらず、ただ、それを追求することを否定しているだけである。

この考え方は、おそらく、われわれの利得や利潤への考え方を規定しているであろう。いわば企業は、その社会的責任を果たすことに専念していえば「必ズ天道ノ擬」として利潤を生ずるのであって、利潤獲得を目的としてはならないわけである。これは新聞の企業批判などに必ず出てくる発想であり、また一方企業の方も、昔は天下国家のため、現代では社会のために事業を行っており、利潤はその結果であっても、利潤を追求しているのではないという態度をとる。これはもちろん、単なる対社会的ジェスチュアといえず、そう考え、社員がそう信じたときに志気が高まり、その結果、利潤が増大することはあくまでも事実だからである。

したがってこの正三的発想は、農民・職人的企業、いわば広い意味の製造業の場合は抵抗が少ないと思われるが、純然たる「商人(あきひと)」、現代なら総合商社などには、少々適合しがたい考え方になるであろう。というのはその主体は「取引」であり、対象は「もの」でなく「カネと人」、さらに「儲け」すなわち利益の獲得という要素がはつきりと出てくるからである。

正三の『四民日用』において、最も大きな問題を含むのは、当然その「商人日用」である。まず彼は「売買せん人は、先得利の益べき心づかひを修行すべし」と記しているが、この「得利」とは必ずしも利潤もしくは利益のことではない。そのための修行すべき「心づかひ」とは「一筋に正直を学ぶべし」なのである。そしてそれをせずに「私欲を専として、自他を隔、人をぬきて、得利を思人」はすべてが失敗すると彼はいう。いわば「得利を益べき心づかひ」とは私欲ではなく「人をぬきて、得利を思」うことではなく、むしろその逆であるということになる。では彼が得利の要諦としている「正直」とは何か¹⁸。これをまとめると、私心の無いことと義と理にかなう行為ということになり、動機純粹論とされる。

利潤という意識は当然に「私利の獲得」であり、これは動機純粹とはいはず、「私心」なしには行えないとする、正三の発想は利潤否定論に発展するのか、と言えば決してそうではない。「私欲の念を捨て、此売買の

作業は、國中の自由をなさしむべき役人に、天道よりあたへたまふ所也と思定て「私心を全くすべて商売すれば、「火のかはけるにつき、水の下れるに隨て、ながるごとく、天の福、相応して、万事、心に可叶(かなうべき)」であるという。これが「先得利の益べき」の得利の意味である。

正三のような発想をすれば、商売は、自作的農業や職人的製造業とは違い、これを単に「流通業則仏行」と規定できない面があることは否定できない。その活動が自己的労働力で限定されないから、「農業則仏行」いわば「労働＝修行＝仏行」という形でとらえることはできないからである。正三は前二者と同じように「商業則仏行」と規定してはいない。「福徳を得て悦(よろこぶ)べきにあらず」であるという。利潤を追求せずにひたらす流通にはげめばそれが「善」であることを彼は認め、この善が福徳をもたらすことも認めていたが、善には「有漏(うろ:煩惱のある状態)の善」と「無漏(むろ:煩惱のない境地)の善」があるから、その「善」が前者であってはならないと説くのである。¹⁹

このように、正三は、すべての経済的行為は「結果利潤論」という形で修行性を認め、利潤の公認につながり、この考え方方が今も日本人の利潤論であることは否定できない。

出発点と発想の基盤が全然違ながら、プロテスタントにも一種の「結果利潤論」(己が労働により神より与えられる)があり、これが彼らの資本主義的精神の基盤であったことは事実である。その内容が正三とは別であったことは否定できないが、それでいて現象面に関する限り、同じような効果を發揮し得ても不思議ではないから、この考え方方が徳川時代と明治以降の日本の経済発展の基盤となり、今も基盤であって当然であろう。²⁰

(2) 石田梅岩の職業職分論

正三の商利肯定の思想は、正三の没後、さらに石田梅岩(1685－1744)の商業職分論によって、さらに明快に説明され継承されていく。正三が「動機が純粹であれば商利は容認される」といわば苦しい説明に留まったのに対し、梅岩は長年の商家勤めから商業の

本質を熟知しており、「屏風と商人は直なれば立つ²¹」と、儉約と道徳性を重視しつつも、「士農工商は天下の治まるる助けとなる。四民欠けては助けなかるべし。四民を治めたまうは君の職なり。君を助くるは四民の職分なり。士はもとより位ある臣なり。農人は草莽の臣なり。商工は市井の臣なり。臣として君を助くるは臣の道なり。商人の売買するは天下の助けなり²²。(商業の本質は交換の仲介業であり、その重要性は他の職分に何ら劣るものではない)」と士農工商を社会的分業と捉えた立場を打ち立てて商人たちの支持を集め、後に石門心学と呼ばれる思想を説き、多くの人材を輩出し、現代につながる影響を与えたとされる。

(3) 山片蟠桃の商業自由論

梅岩の商利肯定論は、正三以前の道徳的な見地からの商利否定論に対して、動機純粹論に加え、職分として正統であるというロジックを構成し人々の支持を集めたが、商利の道徳的正統性を肯定したに留まり、経済的正統性までは説明できていなかった。

それに対して、山片蟠桃(1748－1821)は、大阪の米商人升屋の支配役として、仙台藩の財政建て直しを成し遂げ、経営手腕を發揮した。蟠桃によれば、「米価の高きは歳の罪なり。年凶なるゆえに価たったとし。しかれば歳の罪なり。買いしめの罪にあらざるなり。餓死の多きは有司の罪なり。歳の罪にあらざるなり²³。」(凶作時に米が高騰するのは、米商人の罪ではない。それは、凶作という生産事情の結果であり、また凶作に備えて米の備蓄を怠った政策当事者の怠慢の結果である。)とした。蟠桃の立場は、経済政策は生産の調整、ないしは備蓄の放出による供給の調整に限定されるべきであり、経済政策が市場での価格形成に介入してはならないとするものであった。

米価は市場での自由な価格形成にまかされるべきだとしたのである。こうした蟠桃の主張を支えていたのが、米商人として長年米の価格形成に関与してきた彼の、米市場メカニズムへの信頼感であったことは言うまでもない。蟠桃の商利肯定論は、自由市場論の裏打ちがあったため、儒教的な道徳感にとらわれることなく、商利を、市場から発生するまさに商利として、力強く肯

定することができたのである²⁴。

梅岩が「商利を得るは商人の道なり」といい、蟠桃が「利を争うは商売のつねなり」というとき、両者に当時の商人たちに共通の倫理観と、そこから連なる現代の日本の資本主義の精神を見ることができよう。

ひのもとの くにとまさむと あき人の
きそふ心ぞ たからなりける

これは、明治天皇の后であった昭憲皇太后の御歌であるが、商人が互いに競争して仕事に精を出すその心が国の宝であると詠まれたものである。

これについて、『国體の本義』にも「我等はよくこの御精神を拝して、時勢の進運に伴ひ、各々その職業にいそしまねばならぬ²⁵」との記述があり、日本人の間に、長期間、正三、梅岩、蟠桃の思想が根付いてきたことの証左と言えよう。

このように、日々の業務に誠心誠意専念し、結果として得られた利潤は倫理的にも容認され、その利潤は資本の蓄積となり、その資金はさらなる投資へつながっていく。古くから倫理的に容認されたことで、人々は心おきなく商売に励み、資本を蓄積し、そのことが長期に亘って多くの企業が存続できる社会を構成したことにつながっている。

3.4 商家がめざした企業価値

(1) 資本主義の勃興期と継続企業

日本産業の強みの要因の一つとして日本が長期信用社会を築いてきたことが挙げられる。企業価値においても欧米型の短期利益追求の社会とは異なること、その背景には、大衆の勤勉性と知的好奇心の高さがあることは、昨年度の紀要における拙稿「日本人の倫理と日本産業」²⁶でも述べた通り、日本企業の長寿は世界でも飛び抜けている。その理由の一つには江戸時代という平和と繁栄をもたらした時代が 260 年も続いたということもあるが、現代企業の前身である商家が長期的視野にもとづく経営をしてきたことがあげられる。江戸幕府が開かれてから、繁栄を続けて 100 年あまり経った頃、享保の改革による不況となり、前述の石田

梅岩の「齊家論」によると、当時京大阪で名の通った店の 7~8 割が倒産したという。当時の倒産には、会社更生法もなく、失業保険などのセイフティ・ネットも全くなかった。会社の倒産は当主だけでなく、従業員も含めて悲惨な境遇への転落を意味した。

日本における資本主義の勃興期、初めて商業資本家となった商家の創業者たちは、資本家経営者のリスクの怖さを痛感したのである²⁷。

好景気の時代には、前述のように、生業に励めば自然と天恵が得られ、資本も蓄積する。生きるための世俗的行為は宗教的に認められ、その結果として利潤を上げることも倫理的に容認されたからである。

(2) 家訓

元禄の繁栄で一家をなした商家の創業者は、せっかく築き上げた自分の身代や暖簾をいかにして維持するかに懸命になった。彼らは親族だけでなく、従業員、取引先などステークホルダーに対する責任も強く感じた。継続企業に対する強い責任感である。そこで彼らは次にバトンタッチする世代に向けて、やらねばならないことと、やってはいけないことを遺言の形で伝えた。それが家訓である。

そして、家訓はその名の通り従業員をはじめとする企業内集団の構成員で経営方針などを共有する目的で、始業時に唱和されるなどして浸透し、時には文書化されて伝承してきた。

このように、徳川時代の商家がめざした最大の企業価値は、持続可能な成長力であった。この持続可能性(sustainability)という言葉も近年になって世界的に流行したが、その価値観は、古来から日本人が育んできた自然や環境との関わり方に表れており、大事に培ってきたものである。相手や世間を大切にし、本分としての生業に励み、結果としての富を得る。得られた富は資本として蓄積され豊になる。こうした循環が、個々の企業はもとより、社会全体の持続可能性につながることを人々は知っていた。家訓の発祥の経緯と意義を考える時、その要諦は自然的秩序であり、泰時や正三の延長線上にあるようにも思える。

(3) 大福帳

商家存続のためには、家訓と同様に、その財政状態を正しく知ることが重要である。必要に応じて財務的対策をとるなどの対応が求められるためである。情報が共有され、明文化されることもあった家訓とは異なり、興味深いことに、商家において会計帳簿や記帳技術は秘儀とされ、あえてマニュアル化や文書化されていなかったのである。企業の財政状態などは、不用意に公表したりせず、秘匿しておくのが企業存続にとって不可欠だったと考えられていた。*account*（説明する）を語源とする西洋の会計とは、その目的から対照的である。

西洋の企業の発祥は、出資者からの資金の集合体であって、その実態は資本であるが、日本の商家は、まさに家であり、家を中心とした人の集合体が実態である。日本でも明治期になって証券取引所が設置され、形式的には株式会社（出資された資本の集合体）となった商家が多かったが、この違いの残滓は現代企業においても残っているといえる。

帳簿が明文化されなかつたもう一つの理由は、和紙が高価だったことも挙げられる。江戸商家の記帳技術である「帳合」が文書化され始めるのは天正年間（1570年台）になってからである。町家でも襖や障子など生活用具に盛んに紙が取り入れられるようになり、それまで高価だった和紙の価格が下落したからであった。江戸初期に成立した和式商業帳簿の代表が「大福帳」である。現存する大福帳の最古のものの一つとされるものは伊勢の商人・富山家の「足利帳」で、これには元和元年（1615年）の記述が見られることから、17世紀にはすでに調製されていたといえる。²⁸

(4) 機能集団と共同体

欧米の社会は契約を重視する。付け加えると、キリスト教やイスラム教といった一神教の社会では、それぞれが神と契約を守り、その結果として相手との契約を守るのに対して、日本の社会は「話し合い絶対」と言える。日本でも「天地神明に誓う」ということがあるが、それは話し合いの証人として天地神明があるのであって、神と契約するものではない。日本では「話し合い」

がすべてに優先するから、どのように契約しようと一方的なことは許されない。話し合い絶対の社会では一方的がすでに罪なのである。

個人が企業に雇用される際、社規社則には契約条項が書いてあり、各人の権利と義務が定められ、それに基づいて、いかなる責任を分担して実施するかの業務規定（マニュアル）が定められる。企業という機能集団に加入するにはまず契約が必要である。それがなければ、自分がどの位置におり、いかなる業務規定に基づいて行動し、それにはどのような権限と権利と義務と責任を伴うかがわからないから、何もできないということになる。各人はそれだけやればよく、契約に明記されている以外には何の権利もないが、同時にその契約の範囲以上の義務も責任もない。

現代日本の企業においても、多くの場合、社規社則というものがあり、「社是五訓」などと題して、社内の最も目立つ場所に掲げ、毎朝全社員がそれを奉唱したりする。昔の家訓に相当するその内容は、組織の原則を示しているのではなく、共同体の道徳律を示すものである。結局、伝統的な話し合い体制を維持し、それから逸脱しないようにする認証的な作用をしているのである。いわば「天地神明」と同様、自分たちの話し合いの正当性を保証するものとして、法が引き合いに出されるのである²⁹。

4. むすび

前章で取り上げた商業自由論の山片蟠桃は、商家升屋の支配人という顔の他、徳川時代を代表する町人学者として、天文、宗教、経済、歴史等を百科全書的に論じた「夢の代」を著した。蟠桃は、社会秩序を自然秩序と同様に捉え、西洋的合理主義的思想に基づいて自由市場論を唱えたが、一方で、商品貨幣経済が人々をまきこみ、不可避的に人間退廃を招く現実、そこに宗教的風潮流行の原因があることを憂慮していた。彼の人間把握の視点からの商品経済への認識が、そこでは知と利と結びつくが徳とは結びつかぬ傾向を必然的に生むという確信を深めさせたのである。西洋諸国の貿易をともなう侵略主義、そこでの邪宗の広汎

な存在は、彼にこうした商品経済觀をもたらした。したがって、商品経済の本来的合理性を需給機能に認めるに止まり、放置しておけば価格メカニズムに先導され、人々をその本来的な人間的合理性を逸脱する需給調整にまきこむ（奢侈化）ものと考えていた。このような商品経済を王道政治の社会形成から逸脱する要因として捉え、知の合理的発展を保証する経済と道徳の一体化した理想社会³⁰とした。

蟠桃はこのような思想と博識から「大知」という概念を示している。それは、優れた少数の人が考えるより、多くの人の知恵の方が勝るということだ。

「お上の方が日本国民より優れた判断をする」という仮定は間違っていたし、今でも間違っていることが多い。これは「個別の学力や判断力」はお上の方が上で、人間は「欲望を抑制できない動物」であり、「自らの欲望を正当化するために優れた頭脳を使う」という動物でもある。共産主義が理想的な社会であることは言うまでも無いが、それは「個別の人間に欲望がなく、欲望を正当化する頭脳がない」という仮定が必要だった。（お上は）「情報を国民が知ればろくな事はない」というと考えるが、「情報を隠せばろくな事はない」というのが歴史の示すところである³¹。

日本では、長い時間共有されている自然的秩序にしたがい、伝統的な話し合い体制の中で、倫理的に容認された富の蓄積を行う中で、経済合理性なきものは存続し得ないことは、徳川時代にすでに、多くの人にとって公理であった。いわば「資本の論理」を無視すれば、個人も商人も、藩も成立しないのである。

したがって、それぞれが、業を通じて合理性を追求することは「善」であった。ただしそれは、自己の利益追求すなわち「私欲」のためになく、一に共同体のためであらねばならなかった。「商」という行為自体が、社会に奉仕し、かつ、それを行いうる商家という共同体を確立し、それに属する人々の生活を保障するための行為であった。

同時に、各人の精神構造もこれに対応して機能しなければならない。「農業即仏行」であり、すべての事業は「皆仏行」であって、それ自体を行うことに、「生きがい」すなわち宗教的な精神的充足を求めねばならぬ

い。その意味では賤業といえるものはない。これが組織となるとき、機能集団の一員として機能することがそのままそれと裏腹の関係にある共同体への奉仕という形で、精神的充足がえられるという関係になり、その集団は共同体であるから、当然に終身雇用であり、何らかの形の年功序列制であっても、雇用は契約によらないわけである³²。

この原則は、共同体を維持するためには、資本の論理に基づく機能集団に転じなければならないという発想であり、同時に、商家という機能集団は、それが機能するためには、共同体と化さなければならないという考え方であった。そしてこの原則は明治にも、戦後にも生かされ、それが日本の「奇跡」といわれる発展を招來した。

以上の点を見てくれれば、われわれの伝統がもつ美点と欠点も、それは決して明治や戦後に生まれたものではなく、鎌倉時代、徳川時代以来の長い伝統の所産であることがわかる。したがって、われわれに必要なことは、その再評価とそれにもとづく将来への対策のはずである。

貞永式目の北条泰時も商人日用の小林正三も、共通しているのは、それまでになかった全く新しいことを突然始めたのではなく、当時の社会や人々の間に根づいていた自然的秩序をまとめて、わかりやすい平易な言葉でまとめ、説いたという業績であることである。

秩序とは、その時代に生きる人々の倫理観や精神、叡智の総合と蓄積であり、だからこそ話し合いを重視する文化が生まれた。そして時として話し合いは、規則や法を超える力を持っている。それでも、人々の納得と理解を得られるのである。最大の意義は、自然的秩序に逆らうことなくまとめられたがゆえに、長期間に亘って広く人々の間に浸透することができたことであると言える。

引用文献および脚注

¹ 申告納税は、厳密には、戦時中の昭和20年、迅速な歳入確保と徵税事務の簡素化を目的として、資本金500万円以上の法人と特殊な法人の法人税および臨時利得税に最初に導入されているが、GHQの影

- 響下による本格的導入と趣旨が異なっており、昭和22年税制改正を最初とした。
- ² 福田幸弘『租税改革の視点』、税務経理協会、1985、pp.281～282
- ³ 同上書、pp.11～12
- ⁴ 松山宗治「財産税はどう改訂されるか」、井上一郎『改正税法のすべて昭和21年(Ⅱ・前半)』税務大学校論叢25、p.496)
- ⁵ 福田幸弘、前掲書、pp.273～275
- ⁶ 福田幸弘『税とデモクラシー』、東洋経済新報社、1984、p.8
- ⁷ 山本七平『日本の革命の哲学』、PHP研究所、1992 初版底本 Kindle 版、pp.1842/5210～1843/5210
- ⁸ 山本七平、同上書、pp.522/5210
- ⁹ 1951年5月5日に米上院軍事外交委員会において上院議員 R・ロングが行った「日本とドイツの占領の違い」に関する回答としてマッカーサーが発言。
- ¹⁰ 連合国最高司令官本部、総司令官部民間情報教育局訳『シャウプ使節団日本税制報告書』巻1・4、1949
- ¹¹ 福田幸弘、前掲書 1985、pp.11～12
- ¹² 納税者の課税標準である所得金額は最終的には政府が決定し通知するという制度であり、納税者の申告は参考程度とする見解もあるが、その過程には所得税調査委員会という民主的なプロセスも含まれている。
- ¹³ 大正9年8月19日大蔵大臣達「所得税法施行上取扱方心得」14条、(旧字体および仮名遣いを筆者において変更した)
- ¹⁴ 原田宗蔵・柳井直四郎「国民の心得 納税之栄」(明治42年刊)、p.36
- ¹⁵ 山本七平『勤勉の哲学』、祥伝社、2008、pp.96～97
- ¹⁶ マックス・ウェーバー著、大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』、岩波書店、1989、p.377
- ¹⁷ 小室直樹『小室直樹の資本主義原論』、東洋経済新報社、1997、p.206
- ¹⁸ 山本七平、前掲書、2008、pp.118～120
- ¹⁹ 同上書、pp.126～127
- ²⁰ 同上書、pp.144～145
- ²¹ 石田梅岩『都鄙問答』、日本古典文学体系第97卷、岩波書店、1966、p.425
- ²² 同上書、p.426
- ²³ 山片蟠桃『夢の代』、日本思想体系第44卷、岩波書店、1973、p.373
- ²⁴ 折原裕「江戸期における商利肯定論の形成」、敬愛大学研究論集 42、67～89、1992、p.84
- ²⁵ 文部省思想局、『復刻再現「国體の本義」文部省思想局版』、呉 PASS 出版、2015、p.76
- ²⁶ 長谷川博「日本人の倫理と日本産業」、富山高等専門学校紀要第2号、2015、pp.11～20
- ²⁷ 平田雅彦『ドラッカーに先駆けた江戸商人の思想』、日経BP社、2010、pp.231～232
- ²⁸ 三代川正秀「帳合の生成とその終焉」、『経営論集』第61卷1号、2014、p.448
- ²⁹ 山本七平『【新装版】山本七平の日本資本主義の精神』、ビジネス社、2015、pp.94～108
- ³⁰ 逆井孝仁「山片蟠桃論－儒教的経済論の可能性－」、経済学史学会年報(31)、p.113、1993
- ³¹ 武田邦彦「秘密保全法…310万人の英靈に背かないように」、武田邦彦ブログ(平成25年10月23日)
- ³² 山本七平、前掲書、2015、pp.274～276